

都育第453号

令和4年6月20日

保護者様各位

都城市長 池田 宜永

感染急増圏域（赤圏域）解除に伴う登園自粛要請期間の終了について

日頃より、本市の保育行政について、御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
本市では、これまで、「感染急増圏域（赤圏域）」の指定を受けて、御家庭での保育が可能な方を対象に、保育所等の登園自粛への協力をお願いをしておりましたが、6月20日をもって「感染急増圏域（赤圏域）」の指定が解除されたことから、『登園自粛のお願いは終了』となります。

皆様には御不便をおかけしましたが、御家庭での保育に御協力をいただき、ありがとうございました。

引き続き、各園においては、感染拡大防止に取り組んでまいりますので、保護者の皆様におかれましても、換気、手洗い・手指消毒、3密回避などの日々の基本的な感染症防止対策をお願いいたします。

また、発熱・咳などの症状があるときは登園を控えていただきますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

記

◎登園自粛要請期間の終了に伴う保育料の取扱いについて

登園自粛により登園しなかった日数に応じた保育料の減額については、令和4年6月20日（月）をもって終了いたします。

登園自粛要請期間の終了後は、自主的に登園を控えた場合でも保育料の還付対象とはなりませんので御承知おきください。

ただし、新型コロナウイルス感染症に感染した園児や濃厚接触者に特定された園児が療養または自宅待機になった場合などは、今後も保育料の減免の対象となります。

（文書取扱）福祉部保育課保育担当

23-4894